

産業構造審議会保安分科会
高圧ガス小委員会におけるWGの設置について(案)

平成 24 年 11 月 28 日
産業構造審議会
保安分科会高圧ガス小委員会

高圧ガス小委員会は産業構造審議会運営規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、高圧ガスに関し特定の事項を調査させるため、以下のとおりワーキンググループを設置する。

○保安検査規格審査WG

高圧ガス保安法に基づく保安検査の方法は、学会等民間団体が作成した設備の実態等に即した検査方法を告示で指定している。当該検査方法を告示として指定するにあたり、透明性・中立性を確保しつつ専門的知見を持って検討・評価を行う必要がある。このため、高圧ガス小委員会に保安検査規格審査WGを設置し、学会等の民間団体等から告示指定の申請があった検査方法について検討・評価を実施。

保安検査規格審査WG（ワーキンググループ）の 当面の活動予定について（案）

1. 検討・評価を行う保安検査規格

平成24年11月19日付けで、高圧ガス保安協会会長から経済産業大臣宛てに、高圧ガス保安協会の策定した「KHK/JOGMEC S 0850-8(2012)保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）」の保安検査規格について、高圧ガス保安法に定める保安検査の方法として告示指定することの申請を受理した。

このため、保安検査規格審査ワーキンググループにおいて申請のあった保安検査規格を高圧ガス保安法に定める保安検査の方法として指定することが妥当かどうかについて検討・評価を行う。

2. 検討・評価スケジュール（予定）

第1回 ワーキンググループ 平成24年12月

第2回 ワーキンググループ 平成25年1月

第3回 ワーキンググループ 平成25年2月（予 備）

3. 評価結果の扱い

ワーキンググループにおける評価結果を踏まえて告示の改正を進めるとともに、後日開催される小委員会で報告することとする。